

第7章 景観重要建造物、景観重要樹木の指定・保全・活用の方針

1. 景観重要建造物の指定方針

地域の景観を構成する要素として、地域の特徴的な景観を象徴し、形態意匠の規範となり、道路やその他の公共の場所から容易に見ることができる建造物が地域に存在します。そのような建造物を保全していくことは、地域の景観を保全していくことにつながることから、「景観重要建造物」の指定を促進していきます。

「景観重要建造物」の指定にあたっては、建造物の所有者と協議の上、同意を得られた物件を前提とし、次に示す「指定対象の要件」を満たす建造物を大分市景観審議会の承認等を得て指定します。

なお、国宝や重要文化財など文化財保護法に基づいて指定されている建造物については景観重要建造物の適用除外とします。このため、「景観重要建造物」に指定された物件が後に文化財に指定された場合は「景観重要建造物」の指定を解除します。

■景観重要建造物の指定対象の要件

- (1) 地域の象徴となる建造物 ※
- (2) 公共的な場所から容易に見ることができる建造物
- (3) 継続的な維持・管理が積極的に行われている建造物

<※：地域の象徴となる建造物とは>

- ① 地域の独自性と良好な景観を特徴づけている建造物
- ② 地域のシンボルやランドマークとなっている建造物
- ③ 市民に親しまれている建造物
- ④ 歴史的価値のある建造物
- ⑤ 建築的価値の高い建築物
 - ・ 高名な建築家の設計による建築物
 - ・ 建築の賞を受賞した建築物

■景観重要建造物の指定の適用除外

- ・ 国宝（国指定）
- ・ 重要文化財（国指定）

2. 景観重要樹木の指定方針

地域の景観を構成する要素として、市民に親しまれ、地域のシンボルとなるような樹木が地域に存在します。

そのような景観上重要といえる樹木を保全していくことは「景観重要建造物」と同様に、地域の景観を保全していくことにつながることから、所有者・管理者の意向を踏まえ、他の施策と連携を図り「景観重要樹木」の指定を促進していきます。

「景観重要樹木」の指定にあたっては、樹木の所有者と協議の上、同意を得られた樹木を前提とし、次に示す「指定対象の要件」を満たす樹木を景観審議会の承認等を得て指定します。

■景観重要樹木の指定対象の要件

- (1) 地域のシンボルとなり、樹形や樹高など美観が優れている樹木、又は地域の歴史・文化的に価値が高いと認められる樹木
- (2) 公共的な場所から容易に見ることができる樹木
- (3) 継続的な維持・管理が積極的に行われている樹木

■景観重要樹木の指定の適用除外

- ・ 特別史跡名勝天然記念物（国指定）
- ・ 史跡名勝天然記念物（国指定）

3. 保全・活用の方針

景観重要建造物や景観重要樹木の所有者及び管理者は、景観法の規定（景観法第25条及び第33条）により、その良好な景観が損なわれないよう適切な保全を図ることとなります。

また、景観重要建造物や景観重要樹木の周辺においては、市民や事業者と本市が連携・協働して、建築物の建築や屋外広告物の表示などに際して、それらが景観重要建造物や景観重要樹木と調和した形態意匠等となるよう誘導することにより、地域の魅力的な景観形成を図ります。